

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

テールゲートリフターによる荷役作業向け「特別教育」及び  
「インストラクター養成講座」の開催について（ご案内）【大隅地区】

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第33号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第104号）が公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフター（以下「TGL」という。）を使用して行うTGLの操作業務が、労働安全衛生法に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は、特別教育を受けた者でなければ、TGLを使用した荷役作業を行うことができなくなることから下記の特別教育及びインストラクター養成講座を鹿児島県支部主催で実施します。

受講を希望される方は、事前に当支部へ「空き状況」をご確認の上、申込みをお願いいたします。

記

## 1 開催日・内容等

◇特別教育—※中止（インストラクター養成講座【鹿児島地区】へ変更）

		開催日	内容・時間	定員
日程	A	令和5年12月16日（主）	学科4h+実技2h	30名

◇インストラクター養成講座

		開催日	内容・時間	定員
<del>日程</del>	<del>B</del>	<del>令和5年10月14日（土）</del>	<del>学科5.5h+実技2h</del>	<del>30名</del>

\*特別教育及びインストラクター養成講座の受講者が規定人数に達しない場合は、中止することがありますので、予めご了承ください。

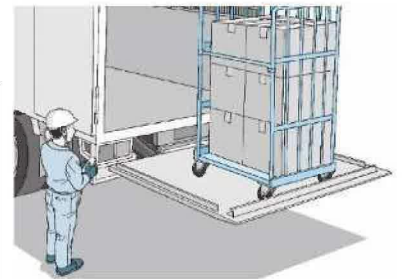
## 2 開催場所

鹿児島県トラック協会 大隅地区研修センター

（曾於郡大崎町永吉5080） 電話：099-476-0995

## 3 受講料等

特別教育*1	会員*3	8,800円(税込)
	会員外	15,400円(税込)
インストラクター養成講座*2	会員*3	35,200円(税込)
	会員外	49,500円(税込)



- \* 特別教育及びインストラクター養成講座のカリキュラムは、学科及び実技となっています。
- \* インストラクター養成講座は、自社内で教育を行うことを目的とした講師養成講座です。
- \*1 特別教育受講者には、「特別教育修了証」を交付いたします。
- \*2 インストラクター養成講座受講者には、「インストラクター養成講座修了証」及び「特別教育特別教育修了証」を交付いたします。
- \*3 会員とは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部の会員をいう。

#### 4 申込方法

- (1) 受講申込は、事前に電話にて(仮)予約を行ってください。  
但し、(仮)予約だけでは受講できません。  
仮予約をされた方には改めて当支部より「受講案内」と「受講申込書」を送付させていただきます。
- (2) 申込書のご提出は、受講日の14日前までをお願いいたします。
- (3) 受講のキャンセルは、講習日の3日前迄可能ですが、それ以降は受講料の返金はできません。  
受講料を返金する場合には、振込手数料を差し引いてご返金させていただきます。
- (4) 各開催日ともに、定員になり達し次第、締め切ります。
- (5) 同一開催日に複数名で申込された事業者については、1社あたりの受講人数を調整させていただきます場合がありますので、予めご了承ください。

#### 5 申込受付・お問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部(陸災防鹿児島県支部)

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15 電話 099-284-6217 F A X 099-261-3113

申込受付時間：9：00～17：00（12：00～13：00 除く。）

（土日・祝日・8/14～8/15・年末年始除く）

※会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合がありますので、予めご了承ください。